2019年9月

竹原英語スクール

株式会社ティー・イー・エス

消費税の税率変更に伴う受講料等改定のご案内

竹原英語スクールでは2019年10月1日施行の「消費税法改正」に伴い、2019年10月分から、

受講料等につきまして一部料金を改定させていただきますので、ご案内申し上げます。

**１、受講料の税率が変更になります**（2019年10月分より、10％の税率が適用されます）

・お支払日に関係なく、生徒様が当スクールのレッスンを受けられる期間（テキストについては配布

時期）が適用税率の対象となります。

・当スクールは前納制となっておりますため、口座振替をされている方は9/27（金）引落しから対象となります。

・10月分お月謝と併せてご請求となる項目に、9月末までにご受講のレッスンがある場合は、8％が適用されております。（2019夏期講習、2019夏休み中高生英会話コース、2019夏季集中単科コースなど）

**２、改定があるもの**

・特別レッスン受講料、私立学校別 追加レッスン受講料

改訂前　3,600円（税込）/1時間　⇒　改定後　3,500円（税別）/1時間

**３、改定がないもの（据え置き）**

・管理費

今後も、みなさまの夢へのステップアップをサポートし、世界で活躍する未来の「国際人」を育成するため、ひとつひとつのレッスンを大切にし、より質の高い指導ができるよう努めて参ります。

皆様のご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。